○美唄市小規模修繕契約希望者登録要綱

(平成19年10月31日庁達第63号)

改正　平成30年12月18日庁達第65号　令和元年12月3日庁達第75号
令和7年4月1日庁達第20号

(目的)

第1条　この要綱は、本市が発注する小規模な修繕の契約について、美唄市建設工事等入札参加資格審査申請を行うことが困難な市内の小規模事業者の登録に関して必要な手続の方法を定め、もって受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(対象契約)

第2条　この要綱の適用の対象となる小規模な修繕は、その内容が軽易で、かつ、その履行が容易であると認められる修繕契約に係るものであって、1件の予定価格が100万円を超えないものとする。

(登録資格)

第3条　契約希望者として登録することができる者は、本市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　精神の機能の障がいにより小規模修繕を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2)　破産者であって復権を得ていない者

(3)　美唄市建設工事等入札参加資格者名簿に登録がある者

(4)　希望する業種を履行するために必要な資格及び許可を有しない者

(5)　市税を滞納している者

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者を役員、支配人、営業所の代表者、理事又は使用人として使用している者

(7)　前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当であると市長が認める者

(登録申請及び登録)

第4条　契約希望者は、小規模修繕契約希望者登録申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号の証明書は、当該申請を行う日から3か月以内に発行されたものに限るものとする。

(1)　法人にあっては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあっては代表者の身分証明書(市町村長発行のもの)又はその写し

(2)　次の税について滞納がないことを証する納税証明書又はその写し

ア　法人にあっては法人市民税及び固定資産税

イ　個人にあっては市民税及び固定資産税

(3)　資格及び許可が必要な業種について申請する場合は、当該資格及び許可に係る有資格者証又は許可証等の写し

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　市長は前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、登録の適否を決定し、適当と認めるときは、登録名簿に登載するものとする。

3　前項の登録は、定期受付期間に申請を受けたものについては、次条に規定する登録期間の初日から、随時に申請を受けたものについては、前項の決定を行った日の翌月1日から登載するものとする。

（登録期間）
第5条　登録の有効期間は、定期受付期間の属する年の4月1日を始期として3年間とする。

（申請受付）
第6条　市長は、登録申請を受け付ける定期受付期間を別に定め、これを周知するものとする。

2　登録申請は、随時受け付けすることができるものとする。ただし、前条の登録期間の初日からの名簿登載を希望する者は、前項の定期受付期間中に申請を行わなければならない。

（登録名簿の取扱い）
第7条　登録名簿は、市の各所属に周知し、第2条に掲げる小規模修繕に該当する契約を行おうとする場合、登録者を積極的に活用するよう努めるものとする。

2　登録名簿は、契約制度の透明性を図る観点から、必要な場合は一般に対して公開できるものとし、申請者はこれを承知の上申請するものとする。

（登録事項の変更）
第8条　登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）
第9条　市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1)　第3条各号のいずれかに該当するとき。
(2)　破産したとき。
(3)　契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、その他関係法令の規定に違反する行為があったとき。
(4)　契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

（その他）
第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

2　第5条の登録期間は、同条の規定に関わらず、本要綱施行後、最初の登録期間を平成19年12月1日から平成21年3月31日までとする。

附　則（平成30年12月18日庁達第65号）

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附　則（令和元年12月3日庁達第75号）

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附　則（令和7年4月1日庁達第20号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

小規模修繕契約希望者登録申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第8条関係）

小規模修繕契約希望者登録変更届

[別紙参照]